

社会福祉法人 相幸福社会
指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
【グループホームみのり】
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者（要支援 2、要介護 1～5）であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

2 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

3 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。尚、身体的拘束等を行なう場合にはあらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内において行うことができる。

6 年に 1 回以上、自己評価及び外部評価を実施し、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の改善を図るものとする。

7 2ヶ月に 1 回以上、運営推進会議を開催し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業書の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人相幸福社会 グループホームみのり
- (2) 所在地 富山県富山市城川原1丁目17-14

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

この事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 1名

認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(3) 介護従業者 3名以上

介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は、1ユニット9名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 要介護者（要支援 2、要介護 1～5）であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている負担割合で算出した額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、別表の左欄に掲げる費用については、利用者の利用に応じ、同表の右欄に定める額を徴収する。
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。
 - 二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
 - 三 利用者は、健康に留意するものとする。
 - 四 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 2 入所者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。
- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこ

と。

- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(非常災害対策)

第9条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第10条 提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じる。

第11条

(虐待防止に関する事項)

施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 介護従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
 - 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人相幸福社会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

